

○経済産業省告示第二百三十四号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行に伴い、及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第三十条第五項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針（平成二十五年経済産業省告示第二百六十八号）の一部を改正する告示を次のように定める。
平成三十年十一月三十日

経済産業大臣 臨時代理
国務大臣 茂木 敏充

エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針の一部を改正する告示
エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針（平成二十五年経済産業省告示第二百六十八号）の一部を次のように改正する。
一次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一 エネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項</p> <p>一 工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者が講ずべき措置</p> <p>(一) 工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者は、次の各項目の実施を通じ、設置している工場等（<u>当該者が連鎖化事業者である場合にあっては当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含み、当該者が認定管理統括事業者である場合にあってはその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）を含む。</u>以下（一）及び第二の一において同じ。）におけるエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位（電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位をいう。以下同じ。）の改善を図るものとする。</p> <p>①～⑥ [略]</p>	<p>第一 エネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項</p> <p>一 工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者が講ずべき措置</p> <p>(一) 工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者は、次の各項目の実施を通じ、設置している工場等（<u>連鎖化事業者については、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に加盟する者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。</u>以下（一）及び第二の一において同じ。）におけるエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位（電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位をいう。以下同じ。）の改善を図るものとする。</p> <p>① 工場等に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組等を把握すること。</p> <p>② 工場等に係るエネルギーの使用の合理化の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。</p> <p>③ エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を中心と</p>

⑨ 他の工場等を設置している者と連携して工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進することができる場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置に取り組むこと。

(二) [略]

二 貨物輸送事業者が講ずべき措置

貨物輸送事業者（本邦内の各地間において発着する他人又は自らの貨物の輸送を、業として、エネルギーを使用して行う者をいう。以下同じ。）は、次の各項目の実施を通じ、エネルギー消費原単位又は電

して、工場等全体の総合的なエネルギー管理を実施すること。

- ④ エネルギーを消費する設備の設置に当たっては、エネルギー消費効率が優れ、かつ、効率的な使用が可能となるものを導入すること。
- ⑤ エネルギー消費効率の向上及び効率的な使用の観点から、既設の設備の更新及び改善並びに当該既設設備に係るエネルギーの使用の制御等の用に供する付加設備の導入を図ること。
- ⑥ エネルギーを消費する設備の運転並びに保守及び点検その他の項目に関し、管理標準を設定し、これに準拠した管理を行うこと。
- ⑦ エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者によるエネルギー管理者及びエネルギー管理員の適確かつ十分な活用その他工場等全体における総合的なエネルギー管理体制の充実を図ること。
- ⑧ 工場等内で利用することが困難な余剰エネルギーを工場等外で有効利用する方策について検討し、これが可能な場合にはその実現を図ること。

[新設]

(二) エネルギーの供給の事業を行う者は、(一)に掲げる各項目の実施を通じエネルギーの転換における効率の向上を図るとともに、エネルギーの供給のための施設全体としてのエネルギー消費効率が需要の変動に応じて最良となるような効率的な施設の運用及びエネルギーの輸送における損失の低減を図るものとする。

二 貨物輸送事業者が講ずべき措置

貨物輸送事業者（本邦内の各地間において発着する他人又は自らの貨物の輸送を、業として、エネルギーを使用して行う者をいう。以下同じ。）は、次の各項目の実施を通じ、エネルギー消費原単位又は電

気需要平準化評価原単位の改善（当該者が認定管理統括貨客輸送事業者である場合にあっては、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者の行う貨物の輸送に係るエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位の改善をいう。）を図るものとする。

①～⑤ [略]

⑥ 荷主、準荷主、他の輸送事業者その他の関係者との連携を強化するとともに、自営転換、モーダルシフトを推進するための環境醸成等を図ること。

⑦ 他の貨客輸送事業者と連携して貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進することができる場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置に取り組むこと。

三 荷主が講ずべき措置

荷主（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百五条に規定する荷主をいう。以下同じ。）は、次の各項目の実施を通じ、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー消費原単位の改善（当該者が認定管理統括荷主である場合にあっては、当該認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位の改善をいう。）を図るものとする。

気需要平準化評価原単位の改善を図るものとする。

- ① 貨物輸送に係るエネルギーの使用の合理化の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。
- ② エネルギー消費効率が優れた輸送用機械器具を導入すること。
- ③ 輸送用機械器具のエネルギーの使用の合理化に資する運転又は操縦を行うこと。
- ④ エネルギー消費効率の向上の観点から、輸送能力の高い輸送用機械器具を導入すること。
- ⑤ 輸送用機械器具の効率的な活用を図る観点から、効率的な積載等を図ること。
- ⑥ 自営転換、モーダルシフトを推進するための環境醸成等を図ること。

[新設]

三 荷主が講ずべき措置

荷主（自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者をいう。以下同じ。）は、次の各項目の実施を通じ、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー消費原単位の改善を図るものとする。

- ① 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に関し、荷主として行うエネルギーの使用の合理化の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。
- ② 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組等を把握すること。
- ③ 輸送の効率化を図るため、積載率向上に資する商品荷姿の標準化、製品や包装資材の軽量化等を図ること。
- ④ [略]
- ⑤ 輸送量当たりのエネルギー使用量が少ない輸送手段の効果的活用を図ること。

- ⑥ 再配達削減を図るため、貨物輸送事業者等と連携して、消費者による配達予定日時や受取場所の指定を可能とすること。
- ⑦ 配送効率の向上を図るため、消費者に同梱やまとめ送りを促すこと。
- ⑧ 他の荷主と連携して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進することができる場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置に取り組むこと。

四 準荷主が講ずべき措置

準荷主（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百六条第三項に規定する準荷主をいう。以下同じ。）は、三④及び⑤の項目の実施による荷主のエネルギーの使用の合理化に資するよう、貨物の受取又は引渡しを行う日時及び場所についての適切な指示に努めるものとする。

五 旅客輸送事業者が講ずべき措置

旅客輸送事業者（本邦内の各地間において発着する旅客の輸送を、業として、エネルギーを使用して行う者をいう。以下同じ。）は、次の各項目の実施を通じ、エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評

- ① 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組等を把握すること。
- ② 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に関し、荷主として行うエネルギーの使用の合理化の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。
- ③ 輸送量当たりのエネルギー使用量が少ない輸送手段の効果的活用を図ること。
- ④ [略]
- ⑤ 輸送の効率化を図るため、製造業における製品開発において、積載率向上に資する商品荷姿の標準化、製品や包装資材の軽量化等を図ること。
[新設]

- [新設]

- [新設]

- [新設]

四 旅客輸送事業者が講ずべき措置

旅客輸送事業者（本邦内の各地間において発着する旅客の輸送を、業として、エネルギーを使用して行う者をいう。以下同じ。）は、次の各項目の実施を通じ、エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評

価原単位の改善（当該者が認定管理統括貨客輸送事業者である場合にあっては、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者の行う旅客の輸送に係るエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位の改善をいう。）を図るものとする。

①～④ [略]

⑤ 他の貨客輸送事業者と連携して貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進することができる場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置に取り組むこと。

六 [略]

七 [略]

価原単位の改善を図るものとする。

- ① 旅客輸送に係るエネルギーの使用の合理化の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。
- ② エネルギー消費効率が優れた輸送用機械器具を導入すること。
- ③ 輸送用機械器具のエネルギーの使用の合理化に資する運転又は操縦を行うこと。
- ④ 回送運行距離を縮減するような輸送用機械器具の運用等を図ること。

[新設]

五 旅客の輸送に関し一般の事業者が講ずべき措置

一般の事業者は、旅客輸送分野におけるエネルギーの使用の合理化の取組を補完するため、次の各項目の実施に努めるものとする。

- ① 従業員の通勤における公共交通機関の利用推進を図ること。
- ② 従業員の業務その他の事業活動に関する移動において公共交通機関その他の環境負荷の小さい交通手段の利用推進を図ること。
- ③ 集客施設にあっては、輸送事業者との連携等により来客の公共交通機関その他の環境負荷の小さい交通手段の利用を推進すること。

六 建築物の建築主等が講ずべき措置

建築物の建築をしようとする者、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替をしようとする者並びに建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとする者は、当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用を図

八 [略]

九 [略]

十 [略]

るため、適確な建築等を行うとともに、エネルギー消費効率が優れ、かつ、効率的な使用が可能となる空気調和設備等の設置又は適切な改修をするものとする。

七 建築物の所有者等が講ずべき措置

(一) 建築物の所有者は、当該建築物の状況、投資効果等を総合的に勘案しつつ、次の各項目を実施するものとする。

① エネルギー消費効率の向上及び効率的な使用の観点から、エネルギーを消費する既設の設備の更新及び改善並びに当該既設設備に係るエネルギーの使用の制御等の用に供する付加設備を導入すること。

② 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用の観点から、当該建築物の適正な維持保全を行うとともに、当該建築物の性能の向上を図るため、改修その他の所要の措置についても検討すること。

(二) 建築物の所有者又はその委託等を受けて当該建築物におけるエネルギーを消費する設備の管理を行う者は、当該設備の運転並びに保守及び点検その他の項目に関し、管理標準の設定その他の措置により適正な管理を行うよう努めるとともに、テナントとの連携を含む当該建築物におけるエネルギー管理体制の充実を図るものとする。

八 建築物の設計者等が講ずべき措置

建築物の設計又は施工を行う者は、適確な設計又は施工を行うことを通じて、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために建築物に必要とされる性能が高い建築物の普及に資するよう努めることとする。

九 住宅事業建築主が講ずべき措置

住宅事業建築主（住宅の建築を業として行う建築主をいう。）は、その新築する一戸建ての住宅（以下「特定住宅」という。）につき、

十一 [略]

十二 [略]

当該住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために当該住宅に必要とされる性能の向上を図るため、適確な建築等を行い、エネルギー消費効率が優れ、かつ、効率的な使用が可能となる空気調和設備等の設置をするとともに、当該性能の向上に資する特定住宅に関する技術の開発及び導入に努めるものとする。

十 エネルギー消費機器等の製造事業者等が講ずべき措置

- (一) エネルギー消費機器等（エネルギー消費機器又は関係機器（エネルギー消費機器の部品として又は専らエネルギー消費機器とともに使用される機械器具であって、当該エネルギー消費機器の使用に際し消費されるエネルギーの量に影響を及ぼすものをいう。）をいう。以下同じ。）の製造の事業を行う者は、その製造に係るエネルギー消費機器等につき、製品開発、設計、試作、量産の各段階においてエネルギー消費性能等の向上に力点を置いた事業活動を展開するとともに、需要家の実情に応じたエネルギー消費機器等の効率的な使用を可能とする技術の開発及び導入に努めるものとする。
- (二) エネルギー消費機器等の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、よりエネルギー消費性能等が優れ、かつ、より効率的な使用が可能となる製品の比率が向上するよう、消費者の適正な選択に資する情報の提供その他所要の措置を講ずるものとする。

十一 熱損失防止建築材料の製造事業者等が講ずべき措置

- (一) 熱損失防止建築材料（建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料をいう。以下同じ。）の製造の事業を行う者は、その製造に係る熱損失防止建築材料につき、製品開発、設計、試作、量産の各段階において熱の損失の防止のための性能の向上に力点を置いた事業活動を展開するものとする。
- (二) 熱損失防止建築材料の製造、加工、輸入又は販売の事業を行う者は、より熱の損失の防止のための性能の優れた建築材料の比率が向上するよう、施工の容易性の向上、建築主、設計事務所、ハウスメーカー、工務店、建築事業者等の適正な選択に資する情報の提供

十三 [略]

十四 [略]

その他所要の措置を講ずるものとする。

十二 エネルギー消費機器等の使用者が講ずべき措置

自動車、冷暖房機器、給湯用機器、照明機器、事務用機器その他のエネルギー消費機器等を使用する者は、その導入に当たって、エネルギー消費性能等が優れ、かつ、効率的な使用が可能となるものを可能な限り選択するとともに、適正な管理によるエネルギー消費機器等の性能の維持、無用なエネルギー消費の防止等を通じ、当該エネルギー消費機器等の効率的な使用を図るものとする。

十三 事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に協力することが可能な事業者が講ずべき措置

事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に協力することが可能な事業者は、消費者によるエネルギーの使用の合理化の取組を促す措置を講ずるよう努めるものとする。特に、エネルギー供給事業者、建築物の販売事業者等、エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売事業者にあつては、以下の観点に留意して情報提供に努めるものとする。

(一) 一般消費者に対してエネルギーの供給の事業を行う者は、消費者のエネルギーの使用の合理化に関する意識を高めるという観点から、消費者のエネルギーの使用状況の推移に関する情報提供等に努めるものとする。

(二) 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者は、消費者による建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために建築物に必要とされる性能の優れた建築物の選択をより行いやすくするという観点から、自らが販売又は賃貸している建築物の当該性能（当該建築物に用いている熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能を含む。）の情報提供等に努めるものとする。

(三) エネルギー消費機器等の小売事業者は、消費者によるエネルギー消費性能等の優れた機器の選択をより行いやすくするという観点から、自らが販売しているエネルギー消費機器等のエネルギー消費

十五 [略]

十六 [略]

第二 [略]

第三 [略]

第四 適用期日

- 一 この基本方針は、平成三十年十二月一日から適用するものとする。

性能等の情報提供等に努めるものとする。

(四) 熱損失防止建築材料の小売事業者は、最終消費者による熱の損失の防止のための性能の優れた熱損失防止建築材料の選択をより行いやすくするという観点から、自らが販売している熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の情報提供等に努めるものとする。

十四 エネルギーの使用の合理化に資する技術の開発及び普及

工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者、貨物輸送事業者、荷主、旅客輸送事業者、建築物の設計又は施工の事業を行う者、エネルギー消費機器等又は熱損失防止建築材料の製造の事業を行う者その他の事業者は、エネルギーを消費する設備、輸送用機械器具等の使用方法の改善及びエネルギー消費効率の向上に係る技術、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用に係る技術その他のエネルギーの使用の合理化に資する技術の開発及び普及に努めるものとする。

十五 地域におけるエネルギーの効率的利用に資するエネルギー需給システムの導入及び普及

我が国においてエネルギーの使用の合理化を総合的に進める上で、廃熱の有効利用、未利用エネルギーの活用等を通じ一定地域においてエネルギーを使用する複数の者全体としてのエネルギーの効率的利用を図ることは、大きな意義を有するものであることを踏まえ、エネルギーを供給する者は、当該地域におけるエネルギー供給源の賦存状況、エネルギー需要の構造等を勘案した最適なエネルギー需給システムの導入及び普及に努めるものとする。エネルギーを使用する者は、かかるエネルギー需給システムの導入及び普及に対し、可能な限り協力するものとする。

第二 [略]

第三 [略]

第四 適用期日

- 一 この基本方針は、平成二十五年十二月二十八日から適用するものとする。

<p>[削除]</p>	<p>する。<u>ただし、第二の一から十一までの規定は、平成二十六年四月一日から適用するものとする。</u></p> <p><u>二 平成二十五年十二月二十八日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、第一の一（一）中「以下（一）及び第二の一において同じ。」とあるのは、「以下（一）において同じ。」と、「エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位（電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位をいう。以下同じ。）」とあるのは、「エネルギー消費原単位」と、第一の二柱書き及び第一の四柱書き中「エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位」とあるのは、「エネルギー消費原単位」とするものとする。</u></p>
<p>[削除]</p>	<p><u>三 平成二十五年十二月二十八日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、柱書き及び第三の一から七までの規定は適用せず、平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第五十七号柱書き及び第二の一から七までの規定を適用するものとする。</u></p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、平成三十年十二月一日から施行する。